令和８年６月１日

公募型プロポーザル質問回答書

業務名：比布町複合庁舎建設事業

番号	質問事項	質問内容	回答事項
1	監理技術者の実績評価について	（別添）審査評価基準表において、 監理技術者の評価の視点が「監理技術者の同種事業の工事監理実績数」と記載されておりますが、本項目は「監理技術者の同種事業の施工実績」を指すものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	予定担当者調書について	実施要領５ページに「工事監理業務責任者を１名配置すること」とありますが、予定担当者調書には当該担当者に関する記載様式がありません。本件について、当該担当者の明示は不要との理解でよろしいでしょうか。	予定担当者調書（様式８）のうち、工事監理業務責任者に関する様式が漏れていました。 お詫びするとともに、実施要領（7、9 ページ）を訂正し、様式を追加（様式８－８）させていただきます。
3	支払条件・契約約款について	実施要領に記載の支払条件及び契約約款について、契約締結前に協議いただくことは可能でしょうか。	実施要領８（１）に記載のとおり、優先交渉権者との契約交渉において協議させていただきます。
4	契約金額の変更について	実施要領１２ページにおいて「中東情勢等に起因する主要原材料価格の変動、国内建設市況の影響による変動、労務費上昇等により契約金額に影響が生じていると発注者が合理的に認める場合、実施設計業務完了時に提出される明細見積を基に、発注者と受注者が協議	お見込みのとおりです。 契約約款（案）の中で、発注者からの要望による設計変更については、第 19 条（要求水準書等の変更）に基づき、発注者が要求水準書等の変更内容を受注者に通知し変更を行った場合において、必要があると認められると

		の上、当該変動分に限り契約金額の変更を行うものとする。」と記載されています。 一方で、 実施設計段階における発注者からの要望による設計変更、関係官庁との協議結果の反映、並びに関連法令等の改正に伴う仕様変更等に起因する工事費の変動については、上記とは別に協議の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	きは履行期間もしくは契約金額を変更することとしております。また、法令等の改正に伴う仕様変更については、第 30 条の 2（法令変更）に基づき、法令等の変更により本件業務の内容の変更が必要となった場合、および履行に関して合理的な追加費用が発生した場合には、発注者および受注者で協議の上、契約金額の変更や追加費用の負担について決定するものとしております。 いずれの場合も、事由が生じた際には速やかに協議を行い、変更内容や増額すべき金額等を定めることとなります。